

調査書作成上の留意事項（高等部）

学校長は、正確公正を期して調査書を作成するため、校内に調査書等作成委員会を設置すること。
調査書の作成にあたっては、所定の生徒指導要録等に基づいて、生徒に関する客観的な資料となるよう十分留意すること。

I 記入上の全般的注意

- 1 調査書の作成にあたっては、県教委が作成した表計算ソフトや、学校作成の表計算ソフト又は文書作成ソフト等を用いる。また、手書きの場合は、黒又は青のペンを用いる。ただし、鉛筆書きした原本を表の面のみ複写してもよい。
- 2 調査書には、令和6年1月31日までの事項を記入する。
- 3 数字は、すべて算用数字を用いる。
- 4 誤記を訂正する場合は、消しゴム、ナイフ、修正液等を用いず、記載責任者が訂正印を押して訂正する。
- 5 ※No. の欄は記入しない。
- 6 卒業年月の右隣の欄については、「卒業見込」、「卒業」のいずれか一方を記入する。中等教育学校前期課程においては「修了見込」、「修了」のいずれか一方を記入する。
- 7 調査書等作成委員会の欄には、記載責任者の認印を押す。
- 8 作成した調査書については、必ずプリントアウトした調査書を生徒指導要録等の原本と複数の担当者で照合、確認すること。

II 各欄記入上の注意

- 1 「各教科の学習の記録」の欄について
1年から3年までの評定を生徒指導要録等に基づき**5段階**で記入する。
※の縦の欄は記入しない。
- 2 「総合的な学習の時間の記録」の欄について
学習活動及び学習評価の観点の中で顕著な事項や成長の様子を生徒指導要録等に基づき総合的に記入する。
- 3 「行動の記録」の欄について
第3学年について記入する。各項目ごとにその趣旨に照らして「十分満足できる状況であると判断される場合」に、○印を記入する。
- 4 「特別活動等の記録」の欄について
特別活動における生徒の活動状況について、該当する事項を適宜番号で示し、特記すべき事項及び所見を記入する。
- 5 「スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動の特記事項」の欄について
上記各部門のいずれかにおいて、下記に該当する場合はその内容を具体的に記述する。該当しない場合には斜線を引く。
 - ① スポーツ活動
中体連等の運動競技会において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめるなど、特に優れた体育的能力の優れている者
 - ② 文化活動
芸術作品展示会や発表会等の文化的活動において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめるなど、特に優れた能力を有する者
 - ③ 社会活動
中学校の特別活動などにおいて、継続的に活躍するなど、特に優れたリーダー性を有する者
 - ④ ボランティア活動
校内外において1年以上の長期間にわたり奉仕的活動に携わり、その活動が特に顕著であることが認められる者
- 6 「欠席の状況」の欄について
事由の欄には、学年で7日以上欠席の場合、主な理由等を記入する。
- 7 「特記事項」の欄について
この欄には、次の項目で特記すべきことがあれば、該当する事項を適宜番号で示し、生徒指導要録等に基づき記入する。ただし、④については必ず記入すること。
 - ① 就学中の転・編入学に関すること。
 - ② 各教科の学習状況に関すること。
 - ③ 行動の記録に関すること。
 - ④ 健康状態に関することや、聴覚の障害及び健康状態に関すること。聴覚については平均聴力をdB単位で記入し、()内には補聴器装用時の閾値をdB単位で記入する。
 - ⑤ 進路に関すること。
 - ⑥ その他
- 8 県外からの出願者、海外帰国者等の出願者、過年度卒業生の出願者については、右上の○の中に、それぞれ**県外**、**海外**、**過卒**と朱書する。また、例えば県外からの過年度卒業生が出願する場合は、**県外・過卒**と朱書する。

※ 平成30年3月末日までに中学校等を卒業した者については、生徒指導要録の「学籍に関する記録」に相当する内容のみ記入する（記入しない欄は斜線を引くこと）。また、卒業証明書をもって調査書に代えることもできる。